（別紙）

令和８年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修実施要綱

１　目的

本研修は、都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」及び「児童発達支援管理責任者研修」並びに専門コース別研修（意思決定支援・障害児支援・就労支援）において、企画立案・運営又は講師の役割を担う指導者を養成することを目的として実施する。

２　主催者

厚生労働省、こども家庭庁

３　内容

都道府県等が実施する以下の研修について、研修の企画立案に資する内容にて実施する。

（１）サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修のうち、基礎研修、実践研修及び更新研修（以下、本研修において当該内容について扱う部分を「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修部分」という）

（２）相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修のうち、専門コース別研修の意思決定支援コース、障害児支援コース、就労支援コース（以下、本研修において当該内容について扱う部分を「専門コース別研修部分」という。）

４　開催期間

令和８年９月 15 日（火）から９月 18 日（金）まで

※　上記のうち、９月 15 日（火）は専門コース別研修部分を扱い、９月 16 日（水）から 18 日（金）まではサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修部分を扱う。

５　開催場所

国立障害者リハビリテーションセンター学院（埼玉県所沢市並木４丁目１番地）

※　ただし、９月 15 日（火）（専門コース別研修部分）については、受講者は、オンライン形式（Zoom による双方向通信形式）にて受講するものとする。

６　受講対象者及び受講者数

本研修の受講対象者及び受講者数は、次のとおりとする。

なお、過去に本研修を修了した者が再度受講することを妨げるものではないが、研修実施体制の拡充の観点から、その取扱いについては適切に配慮されたい。

（１）都道府県におけるサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修・実践研修・更新研修）において企画・運営又は講師として携わる者（予定の者を含む）であって、都道府県が推薦する者

（２）都道府県研修における専門コース別研修（意思決定支援・障害児支援・就労支援）において企画・運営又は講師として携わる者（予定の者を含む）であって、都道府県が推薦する者

※　専門コース別研修（意思決定支援・障害児支援・就労支援）の標準カリキュラムはサービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者研修に共通するものであることに留意されたい。

（３）都道府県職員であって、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を担当している者

（４）国立更生援護機関職員であって、平成 18 年厚労告第 544 号又は平成 24 年厚労告第 230 号の要件を満たし、かつ所属長が推薦する者

７　受講者数及び受講者選定に当たっての留意点

各都道府県の受講者数は、次のとおりとする。

（１）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修部分

※受講日は９月 16 日(水)から９月 18 日(金)

① ６の（１）に該当する者

以下の各コース１名の計３名とする。なお、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、千葉県、兵庫県、北海道、福岡県については各２名までの計６名とする。

ア．基礎研修コース

イ．実践研修コース

ウ．更新研修コース

② ６の（３）に該当する者

１名

③ ６の（４）に該当する者

国立更生援護機関全体で１０名以内

（２）専門コース別研修部分　※受講日は９月 15 日(火)

６の（２）に該当する者及び６の（３）に該当する者

以下の各コース２名の計６名とする。

ア．意思決定支援コース

イ．障害児支援コース

ウ．就労支援コース

※　各コースとも、相談支援従事者研修に従事する者とサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修に従事する者から各１名ずつ選定することが望ましい。

※　６の（３）に該当する者については、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を担当する者と別に「専門コース別研修」を担当する者がいる場合、（１）で受講する者とは別の者が受講することができる。

※　当面実施する予定がないコースがある場合であっても、都道府県における研修体系の検討等に必要であることから、当該分野に知見のある受講者を選定し、欠員としないようにすること。

※演習実施上等の都合から、受講者１名につき一つの Zoom アカウントを使用して受講するものとし、一つのアカウントから複数名の者が受講することは認めない。

８　受講要件

受講者は下記内容に承諾した上で本研修を受講すること。

（１）本研修の全てのプログラムについて、その様子を録画・保存されること。なお、録画・保存は今後の研修の質の向上等のため、当該映像を研修関係者に共有する目的で行うものであり、本目的以外では使用することはない。

（２）「令和８年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修実施要綱」記載の内容を遵守すること。

９　受講手続

都道府県は、受講者を選考の上、令和８年８月７日（金）までに、電子メールで15 の（２）の国立障害者リハビリテーションセンター学院宛申込手続きを行うこと。なお、電子メールを送信する際には、件名の冒頭に、都道府県名を記入すること。

（１）「令和８年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修受講申込書」（別紙様式１）

受講者の氏名欄については、誤字・脱字・ふりがな誤り等のないよう留意すること。

※　受講者の相互の連携強化に役立てることを目的として、当該受講申込書を基に、都道府県名、氏名、所属及び電子メールアドレスを記載した「受講者名簿」を受講者に配付する予定であるため、当該名簿への記載を希望しない者は、備考欄にその旨を付記すること。

（２）「障害のある受講者に対する特別措置の申出書」（別紙様式２）

※　推薦する受講者の中に、障害により特別な措置を必要とする者が含まれる場合に限るものとする。

10　受講者の決定及び通知

受講者の決定は、国立障害者リハビリテーションセンター学院が行い、決定後速やかに各都道府県に対し通知するものとする。

11　研修経費

無料

研修資料は電子媒体で配布するものとし、印刷を行う場合の費用及び通信環境等に係る費用は受講生が負担するものとする。

12　昼食

原則持参。なおセンター内の売店・食堂、センター構外のコンビニエンスストア、飲食店等を適宜利用することも可。

13　留意事項

（１）本研修を録画・録音することや本研修において使用する映像をハードディスク等の媒体へ保存することや再配布、都道府県研修等への二次利用は禁止する。著作権や肖像権等の侵害となる場合もあるので、十分注意すること。

（２）研修資料の都道府県研修等への利用にあたっては下記の要領を遵守すること。

・引用する場合は、下記の例のとおり出典及び箇所を明示すること。

例「出典：令和８年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料 p.●」

・一部改変して引用する場合は、改変した旨を明示すること。

例「出典：令和８年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料 p.●（一部改変）」

（３）本研修の参加者の旅費及び宿泊費については、地域生活支援事業費等補助金の国庫補助対象として差し支えない。

（４）研修宿舎の宿泊施設としての供用や弁当の注文販売は行わない。

14　照会先

（１）本研修の内容及び課題等に関する事項

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室相談支援係
住所：〒100-8916　東京都千代田区霞が関 1-2-2
ＴＥＬ：03-5253-1111（内線 3040）
ＦＡＸ：03-3591-8914
E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

（２）本研修の受講手続、受講決定等に関する事項

国立障害者リハビリテーションセンター学院

住所：〒359-8555　埼玉県所沢市並木 4-1
ＴＥＬ：04-2995-3100（内線 2619）
ＦＡＸ：04-2996-0966
E-mail：kenshu2@rehab.go.jp

（３）本研修の資料掲載等に関する事項
国立障害者リハビリテーションセンター学院
住所：〒359-8555　埼玉県所沢市並木 4-1
ＴＥＬ：04-2995-3100（内線 2619）
ＦＡＸ：04-2996-0966
E-mail：kenshu2@rehab.go.jp　　※URL は別途ご連絡いたします

（別添）

令和８年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修に係る受講者選定について

今年度の本研修では実施要綱「７　受講者数及び受講者選定に当たっての留意点」にある通り、複数のコースに分かれて実施するプログラムを設定しているが、その受講者選定にあたっては、以下に掲げるコースについては、研修の円滑かつ効果的な実施のため、望ましい受講者像を示す。研修は下記の要件を満たしていることを前提として実施するので、受講者選定の際の参考とされたい。

１．基礎研修コース（各都道府県における定員は１名）

下記の（１）又は（２）いずれかの要件を満たしていること。
ただし、（１）の要件を満たしている者を優先的に選定することが望ましい。

（１）基礎研修において、新カリキュラムによる研修の企画・統括・演習講師として、その課程の全てを経験していること。（基礎研修の統括をする者など、中核となって研修の企画運営を経験した者が望ましい）

（２）上記（１）の要件に該当しない場合、研修開始までに参加する都道府県の基礎研修のカリキュラム・具体的な研修内容について、昨年度の実施結果及び今年度の検討状況を把握した上で研修に臨むことができる者であること。

２．実践研修コース（各都道府県における定員は１名）

下記の（１）又は（２）いずれかの要件を満たしていること。
ただし、（１）の要件を満たしている者を優先的に選定することが望ましい。

（１）実践研修において、新カリキュラムによる研修の企画・統括・演習講師等として、その課程の全てを経験していること。

（２）上記（１）の要件に該当しない場合、研修開始までに参加する都道府県の実践研修のカリキュラム・具体的な研修内容について、昨年度の実施結果及び今年度の検討状況を把握した上で研修に臨むことができる者であること。

３．更新研修コース（各都道府県における定員は１名）

下記の（１）又は（２）いずれかの要件を満たしていること。

ただし、（１）の要件を満たしている者を優先的に選定することが望ましい。

（１）更新研修において、新カリキュラムによる研修の企画・統括・演習講師等として、その課程の全てを経験していること。

※昨年度と同様の内容を含むため、昨年度とは異なる受講者を選定することが望ましい。

（２）上記（１）の要件に該当しない場合、研修開始までに参加する都道府県の更新研修のカリキュラム・具体的な研修内容について、昨年度の実施結果及び今年度の検討状況を把握した上で研修に臨むことができる者であること。

４．都道府県の担当職員について

都道府県の担当職員（実施要綱６の（３）に該当する者）については、９月 17 日については基礎研修コース、９月 18 日については自治体職員コースに参加していただくこととなる。

※自治体職員コースについては、都道府県の担当職員のみが参加することができるものであるので留意されたい（研修の指定又は受託事業者等は実施要綱６の（３）の要件に該当しないものであり、自治体職員コースへの参加も不可である）。

５．専門コース別研修部分（９/15）（各都道府県における定員は各コース２名）

意思決定支援コース、障害児支援コース、就労支援コースの各コースについて、それぞれ下記の要件を満たしていること。

都道府県で行う研修において、研修の企画・立案をする者、もしくは研修の中核的な役割を果たす者（予定の者を含む）。

《専門コース別研修部分についての留意事項》

① 各コースとも、相談支援従事者研修に従事する者とサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修に従事する者から各１名ずつ選定することが望ましい。

② 当面実施する予定がないコースがある場合であっても、都道府県における研修体系の検討等に必要であることから、当該分野に知見のある受講者を選定し、欠員としないようにすること。

〈以上①及び②は実施要綱「７　受講者数及び受講者選定に当たっての留意点」の再掲〉